

保護者各位

米沢市教育委員会
教育長 土屋 宏

新型コロナウイルス感染症への対応について

このことについては、「5月11日以降の新型コロナウイルス感染症への対応について」にて、お知らせしておりますが、県教育委員会からの要請及び、本市における対応方針を受けて再検討しました。

つきましては、今後の対応について、下記のとおりとします。皆様におかれましては、ご理解ご協力をお願いします。

記

1 今後の対応について

再検討前

- ・市内小中学校の臨時休業を延長し、学校再開は6月1日以降とします。
- ・5月14日以降に登校日を設けます。
- ・学校再開まで、中学校における部活動は行いません。

再検討後

- ・5月14日から再開し、下記の表のとおり進めます。
 - ・中学校における部活動は、5月中は行いません。
- ※ 5月14日から学校再開となりますので、始業式・入学式及びその後の登校日は、授業日としての取り扱いに変更になります。

2 再検討前後の比較

| 週 | 再検討前 | | 再検討後 | |
|--------|-------------------|------|----------------------|------|
| | 登校回数・時間 | 給食 | 登校回数・時間 | 給食 |
| 5月11日～ | 14, 15日始業式、17日入学式 | なし | 変更なし | 変更なし |
| 5月18日～ | 週1, 2回・2時間程度 | なし | 週1, 2回・ <u>3時間程度</u> | 変更なし |
| 5月25日～ | 週1, 2回・半日程度 | なし | <u>週3～5回</u> ・半日程度 | 簡易給食 |
| 6月1日～ | 記載なし | 記載なし | 通常日課 | 通常給食 |

※ 分散登校を原則としますが、25日からの週については、一斉登校になることもあります。

※ 給食実施日は、各学校で判断し、お知らせします。

※ 簡易給食とは、パンと牛乳、たんぱく質を多く含むもの（チーズや魚肉ソーセージなど）、デザートなどの調理を伴わず、盛り付けの必要がないものを提供することをいいます。

※ 26日はパンの提供ができないことから、給食の実施はありません。

3 学校における感染防止のための対応

- (1) 手洗い、咳エチケット等の感染防止対策を徹底します。
- (2) 3つの密にならないように、「こまめな換気」と「できる限り距離を開ける」ようにします。
- (3) 道具等の共用は可能な限り避け、共用した場合は、こまめな手洗いや消毒を行います。
- (4) 給食の実施にあたっては、配膳前のていねいな手洗い、食べるときに対面にならない、できる限り話をしない、食べ終わったらマスクを着用する等を徹底します。
- (5) トイレの清掃等の感染リスクが高まるものは、児童生徒にさせないようにします。

4 その他

- (1) 学校の開放は、7日のお知らせ文書の通りとします。
- (2) 今後、本市において感染者が発生した場合には、別紙「臨時休業中・再開後に感染者が発生した場合等の学校の対応」（県教育委員会作成）及び、置賜保健所と協議して対応策を決定します。

臨時休業中・再開後に感染者が発生した場合等の学校の対応

*学校関係者とは日常的に学校を使用する児童生徒及び教職員とする。

1 本県が「感染者数が限定的となった地域」に区分される場合**(1) 学校関係者（*）に感染が確認されていない場合**

何よりも児童生徒の安全確保のため、児童生徒の検温の有無の確認など健康観察を行うほか、咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染防止対策を徹底する。

学校がクラスターとならないよう、㉗こまめな換気、㉘十分に児童生徒間の間隔をとる、㉙近距離での会話を避けるなど感染リスクが高まる3つの条件を十分考慮し、活動内容に対応した感染クラスター発生防止対策を講じた上で、学習指導を行うものとする。

(2) 学校関係者に感染が確認された等の場合**① 学校関係者の同居している家族等が、感染者の濃厚接触者にあたりと特定された場合又はPCR検査の受検対象者と判断された場合**

- ・ 保健所と相談のうえ、必要に応じて、学校関係者本人を自宅待機とするとともに、(1)と同様の対応とする。

② 学校関係者が、PCR検査の受検対象者と判断された場合

- ・ 当該本人を、自宅待機とするとともに、(1)と同様の対応とする。

③ 学校関係者が、感染者の濃厚接触者にあたりと特定された場合

- ・ 当該本人は、感染者と最後に濃厚接触した日から2週間の健康観察期間中、自宅待機とするとともに、当該学校を一時的に閉鎖し、当該本人の学校における行動状況を踏まえて、保健所と相談のうえ、校内消毒等の対策を講じるものとする。
- ・ 閉鎖解除後は、(1)と同様の感染防止対策等を再開するとともに、児童生徒の健康観察の徹底や連絡体制の確認などを行う。

④ 学校関係者の感染が判明した場合

- ・ 当該学校を閉鎖し、当該本人の学校における行動状況を踏まえて、保健所と相談のうえ、校内消毒等の対策を講じるものとする。
- ・ 「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」(以下「臨時休業ガイドライン」という。)に準じ、保健所をはじめとした関係機関と連携し、発生状況に応じて、継続的な学校閉鎖または臨時休業等の延長も含む臨機応変な対策を別途講じるものとする。

2 本県が「感染の状況が厳しい地域」または「特定警戒都道府県」に区分される場合

臨時休業ガイドラインに準じ、保健所をはじめとした関係機関と連携の上、臨時休業等の延長を含めた対策を別途講じるものとする。

自治体首長から地域全体の活動自粛を強化する一環として要請があった場合、感染者が発生していない学校を含めた地域一斉の臨時休業を検討する。